

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

		令和7年度					令和8年度				
①量の見込み		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
		499	774	85	199	192	455	704	86	206	201
確保方策	幼稚園	755					755				
	認定こども園	209	151	15	26	38	209	151	15	26	38
	保育所		519	90	141	155		519	90	141	155
	企業主導型保育施設		40	25	32	35		40	25	32	35
	地域型保育事業			3	6	6		0	3	6	6
	合計(②)	964	710	133	205	234	964	710	133	205	234
②－①		465	△64	48	6	42	509	6	47	△1	33

		令和9年度					令和10年度				
①量の見込み		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
		432	668	85	204	207	411	639	84	202	205
確保方策	幼稚園	755					755				
	認定こども園	209	151	15	26	38	209	151	15	26	38
	保育所		519	90	141	155		519	90	141	155
	企業主導型保育施設		40	25	32	35		40	25	32	35
	地域型保育事業		0	3	6	6		0	3	6	6
	合計(②)	964	710	133	205	234	964	710	133	205	234
②－①		532	42	48	1	27	553	71	49	3	29

		令和11年度				
①量の見込み		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳
		429	666	82	200	204
確保方策	幼稚園	755				
	認定こども園	209	151	15	26	38
	保育所		519	90	141	155
	企業主導型保育施設		40	25	32	35
	地域型保育事業		0	3	6	6
	合計(②)	964	710	133	205	234
②－①		535	44	51	5	30

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子どものための教育・保育給付を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用人数	0	279	285	276	266
①量の見込	0	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>16</u>
②確保方策	<u>0</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>18</u>	<u>16</u>
②－①	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>

【量の見込み】

利用人数は、未就園児童数の推計値、量の見込みは、次の方法で算出しました。

利用人数×10時間/人÷176時間

【提供体制】

令和8年度からの本格実施に向けて提供体制の確保を図ります。地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

改正後

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

		令和7年度					令和8年度				
①量の見込み		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
		499	774	85	199	192	455	704	86	205	201
確保 方策	幼稚園	755					755				
	認定こども園	209	151	15	26	38	209	151	15	26	38
	保育所		519	90	141	155		519	90	141	155
	企業主導型保育施設		40	25	32	35		40	25	32	35
	地域型保育事業			3	6	6		3	6	6	6
	合計(②)	964	710	133	205	234	964	710	133	205	234
②－①		465	△64	48	6	42	509	6	47	△1	33

		令和9年度					令和10年度				
①量の見込み		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
		432	668	85	204	207	411	639	84	202	205
確保 方策	幼稚園	755					755				
	認定こども園	209	151	15	26	38	209	151	15	26	38
	保育所		519	90	141	155		519	90	141	155
	企業主導型保育施設		40	25	32	35		40	25	32	35
	地域型保育事業		0	3	6	6		0	3	6	6
	合計(②)	964	710	133	205	234	964	710	133	205	234
②－①		532	42	48	1	27	553	71	49	3	29

		令和11年度				
①量の見込み		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	
		429	666	82	200	204
確保方策	幼稚園	755				
	認定こども園	209	151	15	26	38
	保育所		519	90	141	155
	企業主導型保育施設		40	25	32	35
	地域型保育事業			3	6	6
	合計(②)	964	710	133	205	234
②-①		535	44	51	5	30

現行

「量の見込み」と「確保方策」

(単位:人)

		令和7年度					令和8年度				
①量の見込み		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
				499	774	85	199	192	455	704	86
確保 方策	幼稚園	755					755				
	認定こども園	209	151	15	26	38	209	151	15	26	38
	保育所		519	90	141	155		519	90	141	155
	企業主導型保育施設		40	25	32	35		40	25	32	35
	地域型保育事業			3	6	6			3	6	6
	合計(②)	964	710	133	205	234	964	710	133	205	234
②-①		465	△64	48	6	42	509	6	47	△1	33

		令和9年度					令和10年度				
①量の見込み		1号	2号	3号			1号	2号	3号		
				0歳	1歳	2歳			0歳	1歳	2歳
				432	668	85	204	207	411	639	84
確保 方策	幼稚園	755					755				
	認定こども園	209	151	15	26	38	209	151	15	26	38
	保育所		519	90	141	155		519	90	141	155
	企業主導型保育施設		40	25	32	35		40	25	32	35
	地域型保育事業			3	6	6			3	6	6
	合計(②)	964	710	133	205	234	964	710	133	205	234
②-①		532	42	48	1	27	553	71	49	3	29

		令和11年度				
①量の見込み		1号	2号	3号		
				0歳	1歳	
		429	666	82	200	204
確保方策	幼稚園	755				
	認定こども園	209	151	15	26	38
	保育所		519	90	141	155
	企業主導型保育施設		40	25	32	35
	地域型保育事業			3	6	6
	合計(②)	964	710	133	205	234
②-①		535	44	51	5	30

〔16〕乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

子どものための教育・保育給付を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

「量の見込み」と「確保方策」

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用人数	0	279	285	276	266
①量の見込み	0	18	18	18	16
②確保方策	0	18	18	18	16
②-①	0	0	0	0	0

【量の見込み】

利用人数は、未就園児童数の推計値、量の見込みは、次の方法で算出しました。

利用人数×10時間/人÷176時間

【提供体制】

令和8年度からの本格実施に向けて提供体制の確保を図ります。地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

〔16〕乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

こどものための教育・保育給付を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満のこどもに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和7年度はこども・子育て支援法の地域こども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からはこども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

「量の見込み」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用人数（人）	0	279	285	276	266
量の見込み （時間/月）	0	2,790	2,850	2,760	2,660

【量の見込み】

利用人数は、未就園児童数の推計値、量の見込みは利用人数に1人あたり利用時間月10時間に乗じて見込みました。

【提供体制】

令和8年度からの本格実施に向けて提供体制の確保を図ります。